

こうした研究は、原子力業界内では異端の扱いになつていった」（甲 65 【103～104 頁】、太字引用者）

これらはいずれも、原発メーカーが、原子力事業を進めていくにあたって、最も重視すべき安全性を軽視し、利益の獲得を最優先にして開発を進めていった様子を端的に示す事実であり、典型的なモラルハザードの例をここに見出すことができる。

エ さらに、被控訴人 GE は、原審における「答弁書」において、責任集中制度がなければ、被控訴人ら原発メーカーにおいて、「巨額の損害賠償義務を負わされる危険があり・・・原子力関連供給者が原子力事業者に対する供給・サービスの提供を拒む可能性が高」いと述べている（同第 4 の 2 (1) ウ 【6 頁】）。

言い換えると、「甚大な損害が生じる原発事故が発生する可能性があるため、原発メーカーは免責を約束されなければ、製造物を提供しないだろう」ということになる。

これこそ原発メーカーの本音である。

すなわち、原発メーカーにおいて、「安全神話」は虚構であると認識しつつ、自社の製造物から生じた損害について責任を負わないことを条件としなければ原子炉等を供給しないということである。このような無責任で開き直った態度を恥ずかしげもなく誇示する原発メーカーに、絶対的な安全性を確保する思想などあるはずもない。

被控訴人ら原発メーカーは、免責条項を含む責任集中制度を前提として、単に一営利企業として、経済合理性を最優先にしてきたのであるから、これとは矛盾することとなる徹底した安全性の追求など、経営理念からは排除される結果となるのも当然であった。

このように、被控訴人ら原発メーカーにおいて、顕著かつ重大なモラルハザードが生じていることは明らかである。

(2) 製造物責任法の制定根拠

製造物に対する安全性を確保するためには、製造者にその製造物の安全性に対する責任を負わせる必要があることは、消費者法的観点や PL 法の制定経緯からみても明らかである。

情報や技術が高度専門化する現代においては、製造者が製造物の欠陥に対する責任を負うことは当然であるところ、消費者保護の観点から、製造者に無過失責任を課すことにより、製造物の安全性確保を図ることは極めて重要な要素である。

PL 法制定時も、同法の機能として、消費者相談や裁判外での迅速で適切な紛争解決のための社会規範としての機能のほかに、製造者が流通に

置く製造物に欠陥がないよう、自ら安全性確保の体制整備を進めるために、同法が行為規範としての機能を担うとされている。

PL 法が行為規範として機能することにより、製造者に対し、製造物の流通後に想定しうる危険について十分な検討を加え、安全確保措置をとること、すなわち、流通前の安全確保について、社会的責任を果たす義務を製造者に課しているのである。

PL 法の行為規範性については、第 14 次国民生活審議会消費者政策部会報告（第 2「製造物の欠陥に起因する消費者被害に係る民事責任ルールの在り方」（甲 66））においても指摘されており、当時の立法担当官であった経済企画庁国民生活局長坂本氏も、PL 法の行為規範性により、製造者における安全性のチェック体制の整備が推進されたことを指摘している（甲 67）。

安全性確保のためにコストがかかることは当然であり、営利活動を本質とする製造者においては、経済合理性を追求するあまり、製造物の安全性確保がないがしろにされる危険は常に存在している。かかる危険を排除するために PL 法が制定されたのであり、同法が製造者に対する行為規範として機能していることからすれば、これを排除する原賠法の責任集中制度は、安全性確保を責務とする製造者において、その責務を放棄するというモラルハザードを引き起こすことは必然である。

（3）社会心理学的知見

また、被控訴人らのモラルハザードは、社会心理学の観点からも明らかとなる。

社会心理学（社会行動や社会生活によって影響される社会的な過程における心理の研究）には、「傍観者効果」といわれる集団心理がある。

「傍観者効果」とは、緊急事態に直面した傍観者が多いほど、傍観者が援助行動をしなくなる傾向をいい、その原因のひとつは、傍観者が他にいることで援助行動をとる責任を感じなくなる点にある（山岸俊男編「社会心理学キーワード」（甲 68）。

すなわち、自分以外に傍観者（第三者）がいる場合、自ら対処すべき事柄に対しても、積極的な行動を抑制する心理が働いてしまうのである。

本件原発事故についてみても、原賠法が責任集中制度を採用することにより、被控訴人らメーカーにとり、原発の安全性に問題があった場合でも、その責任は電力会社等の第三者が負うことになる。さらに、安全性基準は国が定めるものに従えばよく、原発事故が起きた際も電力会社がすべての責任を負うとなれば、原発メーカーにおいて、原発の安全性を主体的に追求する動機は生じえない。つまり、仮に原発メーカーが、国の設定

した基準が十分なものではないと認識した場合であっても、敢えてそれを表明する必要性はないと判断するだろうし、それ以前に、国が設定した安全性基準以外の安全性への配慮にさえ関心を失うことになる。すなわち、原発メーカーにとっては、自身らが原発の安全性確保を実現し得る立場にあり、その責任を負うべき唯一の当事者であるにもかかわらず、電力会社や国という第三者の存在により、安全性確保に向けた行動を抑制されてしまうのである。

心理学的行動を改善することは困難であり、かかる集団心理による弊害を排除するためには、心理学的行動が発動しないような社会システムを整備する必要がある。しかし、原賠法の責任集中制度は、賠償法理により、行為者自身に慎重な行動を促すという社会的システムを放棄するものといわざるを得ない。

(4) 小括

本件原発事故で明らかになったとおり、被控訴人らは、チェルノブイリやスリーマイル島でシビアアクシデントが発生したにもかかわらず、経済合理性を追求するあまり、シビアアクシデント発生の可能性を不当に軽視し、福島第一原発における数々の重大な欠陥を看過・放置してきた。**原発の安全性確保という基本的かつ絶対的な義務を怠った被控訴人らにおけるモラルハザードは、重大かつ顕著である。**

また、責任集中制度は、被控訴人らに対し、PL法が製造者に求めている製造物への安全性確保に向けた責務を免除するとともに、製造者を「傍観者」に追いやり主体的かつ積極的に安全性確保に向けた行動を心理学的にも制約する制度といえる。つまり、被控訴人らがモラルハザードに陥ったことは、責任集中制度による必然的な帰結である。責任集中制度は、原発事故による原子力損害の具体的危険を、制度的に生じさせるのである。

原判決すら、ノー・ニュークス権のうち、原発事故による危険を免れる権利については人格権を通して認めている。そして、原発事故によって生活基盤を破壊されない権利、原発事故によって生活を奪われない権利、原発事故によって生命を奪われない権利は、人格権の中でも最も核心的な権利であり、それに対する制約は、最も厳格な違憲審査基準に服する。立法目的の正当性はもとより、目的達成の手段も、より人権侵害を引き起こさない他の選びうる手段によらなければならない。

既に検討した通り、もはや原賠法の立法目的はそれ自体、完全に失われている。唯一合理的な立法目的である「被害者への賠償の迅速化」についても、これまで繰り返し検討したとおり他の代替手段は存在し、原発メ

一ヵへの賠償を妨げることによって、かかる重大なモラルハザードを招き寄せなければならない理由は、微塵も存在しない。

甚大な被害を引き起こし、さらに被害者に対する十分な損害賠償を妨げている責任集中制度について、裁判所が「政策論」を安易に持ち出して判断を逃げることはもはや許されるものではない。

5 結論

保険論、社会保障論を専門とし、1980年代より30年以上にわたって原賠法の研究をしてきた本間照光名誉教授は、本件原発事故を体験した国民にとって、現在、必要となる権利について、意見書（以下「本間意見書」という）で以下のように述べる。

東京電力福島第一原子力発電所の連続した原発事故は、世界の災害史と原発事故史上、かつてなかった災害と損害をもたらしなおも現在進行中である。これまで人類は、個別の生命の終わりにあっても、そこから生まれる新たな生命に希望をつないできた。しかしいま、人類とすべての生命の存続、未来社会の到来を自明のものとすることができなくなっている。世界人権宣言が宣言し、日本国憲法が保障している人間として生きる権利、安全に生きる権利が根こそぎおびやかされているのである。

「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」（日本国憲法前文）。

「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」（同第11条）。

この権利を、人びと、すなわち全世界の国民、現在及び将来の国民、被害者及び潜在的被害者に保障することは、核時代そして原子力発電下においてこそいよいよ現実的で切実なものとなっている（甲69【31頁】）。

ここで書かれた、本件原発事故を体験した今、この核や原発の時代において、全世界の国民、現在及び将来の国民、被害者及び潜在的被害者に、現実的かつ切実に保障されるべき権利こそが、まさにノー・ニュークス権である。これまでも、時代の推移に伴って、新たに憲法上の保障を受けるべき利益として、プライバシー権等が認められてきたが、「人類とすべての生命の存続、未来社会の到来」を失うことのないよう、ノー・ニューカス権が認められることが喫緊の課題である。

第2 ノー・ニューカス権以外の憲法上の権利の侵害

1 財産権侵害

(1) 原判決の誤り

ア 原判決の判断

原判決は、原賠法の責任集中制度が、通常の不法行為等により損害を被った者に比して、原子力損害を被った者の財産権の行使の相手方について、一定の制約を加えるものであることを認めつつ、損害を被った者が、その損害の賠償を受けるために、誰にどの範囲で請求権を行使できるものとするかは、その被害回復のために合理的なものとはいえないような特段の事情のない限り、原則として立法の裁量であるとし、原賠法の責任集中制度が、原子力損害を被った者の被害回復のために合理的でないとはいはず、立法裁量の範囲内であり、財産権を侵害するものではないとの判断を行っている。

しかし、原判決の判断は明らかに間違っている。以下、原判決の誤りを指摘する。

イ 憲法 29 条について

そもそも原判決は、控訴人らが、責任集中制度が 29 条 1 項に反するものと主張しているとして、かかる主張は採用できないと述べるが、控訴人らは、29 条 1 項ではなく、むしろ同条 2 項の違反を中心に主張している。例えば、原告第 1 準備書面では、「(29 条) 第 2 項において、『財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める』とし・・・法律による財産権の制限が、無制限に認められるわけではなく、公共の福祉という観点から限界付けられるのであり、財産権を制限する立法がなされた場合には、その法律が公共の福祉に適合するか否かという観点から、その違憲性を審査する必要がある」と問題提起をした。そして、その違憲審査の結果として、「原賠法 4 条 1 項は、公共の福祉に適合せず、原発事故被害者らの財産権を侵害するものとしている違憲無効である」と結論付けたのである（同第 1 の 1~7 【1~7 頁】）。

このように 29 条 2 項では、私有財産制度を保障するとともに（同条 1 項）、立法府が法律によって財産権を制約する場合には、公共の福祉に適合するよう定める必要があり、法律が公共の福祉に適合しない場合には、当該法律は、憲法 29 条 2 項に違反しその効力が否定される（森林法違憲判決・最大判昭和 62 年 4 月 22 日参照）。

本件においても、控訴人らは、原賠法における原発メーカーの免責規定が公共の福祉に反するものであり、29 条 2 項に違反するものと主張してきた。それにもかかわらず、原判決は、この点について何ら言及せず、「責任集中制度が憲法 29 条 1 項に無効である旨の原告らの主張は採用することができない」と述べるのみである。

控訴人らが憲法違反を主張する憲法の条項について、原判決は違憲審査を行っていないのであるから、再審事由にあたる「判決に影響を及ぼす重要な事項についての判断の遺脱」があることは明らかである。そして、この点について、このまま第一審の判断がなされないとすれば、控訴人らの審級の利益を害することになり許されない。よって、29条2項についての違憲審査については、原審に差し戻されるべきである。

ウ 立法裁量論について

さらに、原判決は、責任集中制度の違憲性の判断にあたって、立法裁量論を採用し、損害賠償制度については、「被害回復のために合理的なものとはいえないような特段の事情がない限り、原則として、立法の裁量である」としている。

しかし、その合理性の理由付けは、ただ原賠法上原子力事業者に損害賠償措置を講じることを義務付けていること、政府の援助についての定めがあることなど、条文の文言を並べるのみであり、なぜそれが合理的なものといえなくないのかについての説明は一切ない等、実質的な違憲審査を一切行っていない。

財産権の制約が問題とされた森林法違憲判決においては、その違憲審査の手法について、規制目的が公共の福祉に合致するか、規制手段が目的を達成するための手段として必要性もしくは合理性にかけているかを審査するものと明示されているが、本件では、そのような精緻な審査をすることなく、ただ結論を示しているにすぎない。

控訴人の主張に対し、ただ法制度の説明をし、立法裁量の範囲内であると述べるのみで、何ら説得的な理由を示さない原判決は、極めて不当である。

エ 政府の援助について

原判決では、原賠法上、政府の援助について定めがあり、本件においてもこれまで東京電力に資金交付がなされており、今後も損害賠償の必要がなくなるまで援助が継続されるものと見込まれることが、合理性を裏付ける理由とされている。被控訴人らにおいても、責任集中制度の合理性を支える主張の大部分が、この政府の援助に依拠したものといつても過言ではない。

しかし、原賠法における政府の援助は、「国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なう」(16条2項)とされているに過ぎず、政府が無制限に行えるわけではない。国会が、政府の権限を制限した場合には、政府は制限以上の援助を行うことはできない。そして、国会が、世論の流れや、国の財政上の問題から、政府の援助を事実上制

限することも十分に考えられるのであり、原発事故の際に、政府の援助が無条件かつ無制限に必ず行われるというわけではない。この点は、控訴人らは原審でも、法律解釈を含め、十分に論証した（原告第2準備書面 第1章 第1の2（1）ウ【8～10頁】）。

本件原発事故においても、当然、国会が政府の権限を制限する可能性はあるのであり、「今後も損害賠償の必要がなくなるまで援助が継続されるものと見込まれる」などと安易に決め付けることはできない。

原判決は、これらの点についてなんら検討することさえなく、被控訴人の主張をそのまま採用したのである。しかし、上述のとおり、政府の援助は、被控訴人の主張の多くを支えるものであることから、本訴訟において最も重要な意味を有する争点の一つであり、裁判所は慎重な審理と十分な論拠をもって判断を示すべきであった。それにもかかわらず、原審の態度は、あまりにも不誠実であり、国民の信頼を踏みにじるものであった。

（2）控訴人らの主張

ア 本件における違憲審査基準

（ア）原判決は、財産権侵害についての違憲審査基準について、深く考察することなく、ただ、「損害を被った者が、その損害の賠償を受けるために、誰にどの範囲で請求権を行使できるものとするかは、その被害回復のために合理的なものとはいえないような特段の事情のない限り、原則として立法裁量である」と述べるにとどまる。しかしながら、原賠法が財産権という憲法上の重要な人権の制約を伴うものである以上、その制約が許容されるものであるかどうかは、より精緻に検討される必要がある。

控訴人らの原審における第1準備書面2頁以下でも述べているとおり、民法の基本原則を修正し、財産権の内容を制限する立法に対しては、目的の正当性と規制手段が目的を達成するための手段としての必要性・合理性を有していることが必要である。

特に、原賠法は、仮に過失があったとしても原子力事業者以外の者をすべて免責としているのであり、民法上の過失責任主義という大原則を修正する内容である。過失責任主義は、過失によって他人に損害を与えた者は、その損害を賠償する義務があるとするものであり、個人の行為規範としても機能するものである。かかる過失責任主義が放棄されれば、このような行為規範としての機能も失うことになり、モラルハザードが起こる危険性もあり、まさに公共の福祉が害される結果になりかねないのである。

したがって、このような民法上の大原則である過失責任主義を修正する立法が、必要性・合理性を有するか否かについては、慎重に検討する必要があり、違憲審査にあたっては、目的と手段の点から「公共の福祉」に適合するものであるかを厳しく審査する必要がある。

(イ) さらに付言すると、原賠法が被害者保護をその立法目的とうたっているように、あたかも国民の保護のための立法であるかのように装い、特定の者の利益や既得権益を守ろうとする立法であるとの疑いが持たれる場合には、その法律の内容が本当の意味で国民の権利・利益保護に役立つものであるかを審査することは司法の重要な役割であり、裁判所は、そのような判断ができる唯一の機関である。すなわち、国民の権利・利益の保護を目的としていながら、実際、その法律の内容が、国民の権利の保護に役立たないものである場合、さらに進んで、その法律が国民の権利を不当に制限するものであるのであれば、そのような法律は無効とされなければならないのであり、その判断ができるのは、裁判所のみである。そのような法律の内容に踏み込んだ判断をするためには、目的手段審査を行うことが不可欠である。

それにもかかわらず、ただ、立法裁量の問題とのみ述べて、裁判所が法律の具体的な内容について踏み込まず、審査を放棄するのであれば、裁判所が違憲審査という自らに課せられた重要な責務を放棄することになるのであり、自ら裁判所の権威を貶める結果になる。

ゆえに、控訴審においては、原賠法についても目的手段審査を適正に行い、立法目的が真に正当なものか、手段が目的達成のために必要で合理的なものであるかを、具体的な立法内容に踏み込み、厳しく審査するよう強く求める。

イ 原賠法の目的

原賠法の目的は、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」にある。このような原賠法の立法目的自体、正当性を有するものではないことは、原審においても論じてきたところである（原告第2準備書面第1章 第1の1【3~5頁】）。

(ア) 原発事故が起きた際に機能する法律である原賠法において、最優先すべきは、「被害者保護」である。原発事故は、被害者の生命・身体、そして生活そのものという人格的価値を根こそぎ奪い去る。各個人の人格の尊重をうたう立憲主義国家において、人格的価値が損なわれているにもかかわらず、そのような被害者を犠牲にして、営利業

者である原発メーカーら原子力関連事業者を保護しようとするに合理性は見出せない。

それにもかかわらず、原賠法は、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という2つの目的を並列に並べている。このように本来最大限に尊重されるべき人格的価値と経済性の問題が並列に並べられることによって、「原子力事業の健全な発達」という経済目的のために、一部の被害者に犠牲を強い結果となりかねないのである。

したがって、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」を並列に並べる原賠法の目的に正当性は見出せない。

(イ) 仮に、原賠法が、2つの目的を並列的に並べているとしても、原賠法の目的としては、被害者保護が優先され、「原子力事業の健全な発達」という目的は、被害者保護に資する限度で定められているにすぎず、ここでいう「健全な発達」といのは、「いたずらに事業を拡大することではなく、安全性を確保し、社会に受け入れられる原子力事業を展開していくこと」(原告第2準備書面【4頁】)を意味すると解するのであれば、このような目的の規定も正当性を認める余地もある(1961年の法制提示の国会審議においても、被害者保護が優先される旨の答弁が有沢委員によってなされている・原告第2準備書面【3頁】)。

しかし、実際には、このような2つの目的が並列的に定められていることによって、2つの目的が「同等の重点が与えられる」という考え方や、「一方に偏ることがあってはならない」との考え方などが主張され、曲解されることにもつながっているのである。被告東芝答弁書においても、「それぞれ同等の重点が与えられ」(被告東芝答弁書【8頁】)、「2つの目的を調和させ、ともに実現するもの」(被告東芝答弁書【10頁】)などと誤解に基づく主張がなされている。

このような2つの相反する目的が並列的に並べられることによって、時に原子力事業の発達が被害者保護より優先すべきというような誤解が生まれている現状を考えれば、もはや、このような目的規定については正当性は認められないと解すべきである。

現に世界中での度重なる重大事故によって原発が人類の生存をも脅かす非常に危険なものであるとの共通認識が形成されている一方、再生可能エネルギーをはじめとする代替技術の発達によって原発が不可欠の方法でないことが明らかになっている。このような現状において、原子力事業を過度に保護する必要性はもはや消滅したとい

える。かかる状況に鑑みれば、「原子力事業の健全な発達」という目的の正当性は維持できなくなっているとみるべきなのであって、違憲審査にあたっても、原賠法の目的自体に正当性がなく違憲無効である旨の判断を下すべきである。

なお、日弁連も、2016年8月付けの意見書において、以下のように述べ、「原子力事業の健全な発達」を削除すべきであるとしている

原賠法には目的として、「被害者の保護」とあわせて、「原子力事業の健全な発達」が掲げられている。1961年（昭和36年）の法制定時においては、日本の原子力発電事業はまだ立ち上げの黎明期にあり、原子力発電事業を保護・育成して推進するとの当時の政策が反映されたものである。

しかしながら、制定から半世紀余りを経て、20の原子力発電事業所に計54基の発電用原子炉が建設され、世界に輸出が企画されている今日にあっては、原子力発電事業は成熟産業というべきである。そもそも、原賠法は原子力事故による損害の賠償に関する法律である。事業の「健全な発達」は事業活動に普遍的課題であり、損害の完全賠償がその前提である。

しかるに、専門部会における議論の中では、原賠法の目的に、「被害者の保護」と並んで「原子力事業の健全な発達」が掲げられていることが有限責任論の論拠の一つとされている。原賠法の適用場面において「被害者の保護」に欠けることのないよう、「原子力事業者の健全な発達」を削除し、法の目的を、もっぱら「被害者の保護」とすべきである（甲70【3頁】、太字引用者）。

ウ 目的達成の手段としての責任集中制度の必要性・合理性

仮に、原賠法の目的が正当性の要件を満たすと判断されたことがあったとしても、責任集中制度という手段が、「被害者の保護」という目的に合致するかどうかについては、さらに検討されねばならない。

すなわち、前述のとおり原賠法の目的が、被害者保護を最優先にすべきものとして定められていことからすれば、目的手段審査に当たつても、責任集中という手段が、「被害者の保護」という最優先の目的に合致するかという観点から検証されなければならないのであり、「原子力事業の健全な発達」という目的に合致する面があるとしても、そのことによって、「被害者の保護」がないがしろにされるのであれば、目的達成のための手段としては、必要性・合理性を認めることは到底できない（原告第2準備書面 第1章 第1の2【5~11頁】）。

(ア) 相手方の特定

責任集中制度の趣旨として主張されている点として、第1に被害者が容易に賠償責任の相手方を知り得、賠償を確保することができるがあげられる。

しかし、①の相手方の特定という点についていえば、原子力事業者に、無過失無限責任を課せば達成できるのであり、原子力事業者以外を免責とすることまでは必要がない。

すなわち、原子力事業者を無過失無限責任とすれば、被害者は、損害賠償の請求相手を容易に特定できる。それ以上に、原子力事業者以外の者が事故の原因者である場合にその者を免責することは、被害者保護とは全く無関係であり、単に原子力事業の無秩序な肥大化を招くだけであって、むしろ次の被害者を生むことにつながる。被害者が自らの負担で、原子力事業者以外の関連業者の故意または過失を立証し、損害賠償請求をするというのであれば、それは被害者の自由に任せるべき問題である。

したがって、責任集中制度が、被害者保護に資するというのは、完全に誤った論理であり、責任集中制度が、被害者保護という目的の達成のための手段として必要性・合理性があるとはおよそいえない。

(イ) 原子力事業者への安定供給

さらに、責任集中制度の趣旨として、第2に、原発関連事業者が安定的に資材等を供給でき、「原子力事業の健全な発達」に資することが主張される。

しかし、この原子力事業者への安定供給という点については、安定的な資材等の供給ということが、被害者保護よりも優先すべきなのかということを十分に検討しなければならない。

i 危険責任・報償責任

危険責任・報償責任という観点からいえば、危険なものを管理している者、そのことによって利益を上げている者が、当該危険物から発生した損害を賠償すべきであるということは、現代社会においては、当然の帰結である。危険なものを生み出し、さらにそれによって莫大な利益を上げているにもかかわらず、それによって損害を一切賠償しなくてよいというのでは、公平性が害され、現代国家の基礎となっている法秩序が破壊される結果となる。

被害者の保護より、原子力事業者への安定的な資材供給を優先するということは、安全性よりも企業の営利活動を優先するとい

うことを意味しているのであり、原子力事業者への安定的資材供給のために責任集中制度という手段を定めるということ自体、被害者保護という目的とは相容れない論理である。

ii モラルハザード

また、本訴訟においてこれまでも再三述べており、また既に詳しく論証したとおり、原発メーカーの免責を認めることは、モラルハザードを招き、原発メーカーらが安全性をないがしろにした製品の設計製造を行うことにつながる。そうなれば、事故のリスクが高まり、被害者の財産権がさらに侵害される結果となり得る。

事故の原因者に責任追及できる制度であれば、このようなモラルハザードが起きる危険性は除去できるのであり、財産権侵害を防ぐことができる。

このような観点からも、責任集中制度が、被害者の保護につながらないことがはっきりとしているのであり、責任集中制度は被害者保護という目的と相容れない手段であるといえる。

さらに、「原子力事業の健全な発達」についても、**責任集中制度**によって原子力事業が発達したとしても、それがモラルハザードに陥った事業であるとすれば、決して「健全な発達」ではなく、無秩序な肥大化に過ぎない。

つまり、原発メーカーの免責は、むしろ「原子力事業の健全な発達」を阻害するものとなる。

iii 主觀的要件の欠如

さらに、郵便法事件判決（最高判平成14年9月11日民集56巻7号1439号）においても言及されているとおり、商法、国際海上物品運送法、鉄道営業法、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律、油濁損害賠償保障法など、一定の政策目的を達成するために、事業者の損害賠償責任を軽減している法令もあるが、これらの法令は、事業者側に故意または重大な過失ないしこれに準ずる主觀的要件が存在する場合には、責任制限の規定が適用されないとしている。これに対し、原賠法はこのような主觀的要件による限定もなく、原子力事業者以外の者について被害者に対する一切の責任を免除するものである。

なぜ、原子力事業者に資材等を供給している原発メーカーのみに、このような過剰な保護が与えられているのであろうか。責任集中制度の合憲性を認めるのであれば、そこに合理的な理由がなければならないのは当然であるにもかかわらず、原判決は、このよ

うな素朴な疑問にすら、まったく答えていないのである。

他の業種と比較し、原発関連事業者についてのみ、このような過剰な保護を与える必要性・合理性はおよそ認められないであるが、原判決はこのような点について何ら検討していないのであって、原判決の審理は不十分である。

被害者の保護より優先して、故意または重過失のある原因者を保護すべき必要性・合理性は認められない。一方で、故意又は過失ある原因者がいる場合には、そのような者が責任を負うのは当然のことなのであり、その者に責任追及をすることが、著しい不都合を生むということもない。したがって、責任集中制度が「被害者の保護」という目的達成のために必要性・合理性があるとはいえない。

(ウ) 財産権の侵害

上記のとおり、責任集中制度が、原賠法の「被害者の保護」という目的達成のための手段として必要性・合理性がないことは明らかである。そして、この必要性・合理性のない手段によって、被害者の財産権は著しく侵害されるのである。

i 財産権行使の相手方の制約

原判決も認めるとおり、原発事故被害者は、原発事故によって現に被害を受けているにもかかわらず、一般不法行為や製造物責任が成立する場合に比して、損害賠償請求権を行使する相手を制限される。原判決では、東京電力に対する政府の援助もなされており、今後も損害賠償の必要がなくなるまで援助は継続されるものと見込まれることなどから、財産権侵害がないと決め付けているが、仮に、原賠法が違憲であり、故意過失のある原因者にも損害賠償請求ができるとすれば、被控訴人らなどの大企業にも責任追及が可能となるのであり、よりスムーズで充実した賠償の実現が期待できる。被害者らは、原賠法によってこのような機会を奪われているのであり、原賠法の責任集中制度によって、財産権が侵害されていることは明らかである。

ii 拡大し続ける賠償金等

今回の事故に限ってみても、2015年7月28日の時点で東京電力が作成した「新・特別事業計画」では、賠償額の見通しが7兆753億8500万円とされている（甲40）。さらに、2016年2月21日の毎日新聞の報道では、福島原発事故の事故処理費用は、総額で約12兆円（被害者への損害賠償6.2兆円、除染・中間貯蔵施設3.7

兆円、廃炉・汚染水対策 2 兆円）とされている（甲 71）。

また、後に債権者代位権の項で詳しく述べるが、東京電力は、2016 年 7 月 28 日にも、本件原発事故に関する賠償金や除染費用として、政府に追加支援を求める方針を発表した。これに対し、政府は慎重な姿勢を示しているが、6 兆円を超える賠償額に加え、除染費用も予定の 2 兆 6000 億円では足りない見通しで、東京電力側は「経営環境が激変した」ためと説明している。

しかし、東京電力が負担すべきとされる費用は、これに留まらず、莫大な廃炉費用が必要となる。これについては、もともと原賠法が予定している費用ではなく、国が肩代わりをして負担する法的根拠はないが、原子力損害賠償支援機構とは別に、政府が一時的に立て替える基金を設ける検討がなされているとも報道されている。

iii 政府の援助

被控訴人らは、詰まるところ、被害者は原子力事業者にしか損害賠償請求ができないとしても、政府が無制限に援助することになっているため、財産権侵害は発生しないと主張し、原判決も同様の理由により控訴人らの主張を排斥した。

しかし、原賠法 16 条 1 項の法解釈としても、政府の援助は、国の裁量によるものであって、被害回復に必要なだけ必ず制限なく行われるわけではない（原告第 2 準備書面 第 1 章 第 1 の 2 (1) ウ【8~10 頁】）。

本間意見書でも指摘されているとおり、「国すなわち国民負担も無尽蔵ではな」く、東京電力の「増え続ける賠償責任をこれ以上国に回すのは限界となっている」。したがって、今後、政府の援助にも限界が来て、被害者が十分な賠償を受けられなくなる事態は、十分に想定されるのである。原賠法制定に関わった我妻栄が、国会において、賠償措置額を超える場合の政府の援助については「契約上の義務あるいは法律上の義務にはなっておりません」と述べたとおりである。

さらに、本件原発事故では、これまで政府からの援助がなされているが、同じ規模の原発事故が再度起きた際に、現状と同程度の援助を行える保証はどこにもない。この点は、本間意見書が、「次に大きな事故が起きたら、もはや金銭的にも対応できない」と指摘するとおりである（甲 69【30 頁】）。

原判決では、「政府は上限を設けることなく援助を行うものとさ

れている」と述べているが、そんな根拠はどこにもない。今後もすべての事故の際に政府が上限を設けることなく援助が行われる保証はないのである。

たしかに、2011年6月14日の閣議決定において、「具体的な支援の枠組み」として、機構による原子力事業者への援助について、

「援助には上限を設けず」との記載がある（丙11）。しかし、かかる表現は枠組みとして方向性を示すものに過ぎず、現に被害規模が国家財政を脅かす状況になれば、このとおりの援助が行われるとは到底考えられない。後述するとおり、現実に、東電が負担すべき額は、今やその規模に達しようとしているのである。

国の援助ということは、実質的には税金による東京電力への援助であり、原子力事業の失敗を国民の負担に帰することであることからすれば、世論の反発も当然予想される。本枠組みは、閣議決定で決定されているものであるから、将来、閣議決定で変更することは可能である。したがって、原賠法上の政府の援助に関する規定および上記閣議決定があるからといって、それだけで財産権侵害のおそれがないと判断するのは、あまりにも短絡的かつ楽観的であり、原発事故の被害規模および国家財政の状況を直視しようとしないものである。

このように責任集中制度は、被害者の財産権行使の相手方を制約するのみならず、完全賠償を妨げることによって、財産権を実質的に侵害する。

エ 小括

以上のとおり、原賠法は、その目的において今や必要性を認められない「原子力事業の健全な発達」を挙げ、さらにそれと「被害者保護」とを並列にならべている点において、目的の正当性を有さない。

また、責任集中制度という手段も、被害者保護という目的達成のために必要性合理性を有するものではない。それどころか、モラルハザードを誘発し、財産権どころか、人格権をも侵害される新たな被害者を発生させることによって、公共の福祉を著しく害することとなる。

さらに、国が、東電からの請求に応じて、膨らみ続ける賠償金、除染費用のみならず、廃炉費用まで援助することになれば、国家予算にまで影響を及ぼすことは確実であり、他方、事故の原因者である原発メーカーが一切の責任を負わず、ひとり莫大な利益を享受し続けるとすれば、到底国民の理解を得られるものではない。

なお、日弁連も、以下のように述べて、責任集中制度は、損害賠償の

原資を不足させ、原発メーカーのモラルハザードを招くことになるため、免責条項を改めるべきとの意見を発表した。

責任集中の制度は、被害者が請求の相手方を容易に知り得ることと、機器の製造業者が安定的に資材を提供できることを目的としたものとされる。しかしながら、機器の欠陥による事故に関する損害の賠償原資として、原子力事業者のみで十分ではなく、機器の欠陥による事故においてもその製造業者は経営破綻リスクを負わないとして、その事業者のモラルハザードを招く懸念がある。よって、機器の製造業者についても製造物責任法を適用すべきであり、原子力事業者への責任集中を定め、製造物責任法の適用を除外した原賠法第4条第1項及び同第3項の規定を改め、原賠法においても責任を負うとすべきである（甲70【3～5頁】、太字引用者）。

以上より、責任集中制度は、被害者の財産権を侵害すると同時に、新たな人権侵害を发生させ、さらには国家予算まで揺るがしかねない仕組みであり、公共の福祉に適合しているとは、およそ評価できない。したがって、責任集中制度は、憲法29条2項に反し無効である。

2 平等権侵害

原判決は、「原子力損害が発生した場合において、原子力事業者に損害賠償責任を負わせ、原子力事業者以外の者に損害賠償責任を認めない原賠法の責任集中制度が合理的でないとはいえないことは前記判断のとおりであるから、この点が、被害を被った者に対する差別であるということはできない。」と判示した。しかし、責任集中制度に合理性がないことは、上記1で述べたとおりであって、原判決の判断は誤りである。

責任集中制度は、他の製造物に起因する事故の被害者が原因となったメーカーに製造物責任、過失責任を問うことができるにもかかわらず、原発事故の被害者にのみ原因者に責任を問う道を閉ざすものである。

また、原賠法の責任集中制度によって、原子力事業者が無過失・無限責任を負うのに対し、原発メーカーが免責と取り扱われる結果、原発事故の被害者は、原子力事業者のみに責任追及することが可能となり、原発メーカーに対しては、製造物責任も過失責任も問うことができない。

以上のような原賠法の責任集中制度の差別的取扱いには、なんら合理的な理由は認められないから、憲法14条に反し無効である。

3 裁判を受ける権利の侵害

原審判決は、「法律を適用した結果、権利を有していないこととされた者